日本航空 OB 乗員 有志の会ニュース

2012. 04 14

No.12-031

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

JAL乗員・客乗の判決について

原告・弁護団は今回の判決の不当性について

シリーズニュースで明らかにしています

～判決のどこが不当か！ その 1～

東京地裁は「 首切り自由」を認めるのか！

会社主張を丸呑みにして取り入れた不当判決

判決全体に流れる不当性

1. 乗員判決は全文で 44 ページ、判断部分はわずか 16 ページの中身の薄い判決

2. 整理解雇法理(整理解雇の 4 要件)を適用すべきであるとしながらも、判断内容を見ると、整理解雇法理に従った判断をひとつもしていないという矛盾に満ちた判決

3. 客乗判決では、稲盛発言を、「心情を吐露したもの」で片づけている

4. 客乗の希望退職で削減目標人数を達成できないよう、会社が作り出した施策に目をつむっている

5. 乗員組合と CCU(キャビンクルーユニオン)の提案については、「一時的な措置で問題を先送りするもの」「解雇 回避の抜本的措置になりえない」と一蹴した

6. 人選や手続きに関しても、被告の主張をそのまま引き写しただけの判断をしている

～判決のどこが不当か！ その 2～

どんなに利益を上げようとも 更生計画の人員削減は必要?

人員削減の必要性...整理解雇の 4 要件その 1

JAL不当解雇撤回ニュース No138 号

～判決のどこが不当か！ その 3～

病欠や年齢基準が及ぼす安全運航への影響を認めようとしない裁判所

人選基準(病欠基準等)の合理性...整理解雇の 4 要件その 2

人選基準(年齢基準)の合理性...整理解雇の 4 要件その 3

JAL不当解雇撤回ニュース No140 号

～判決のどこが不当か！ その 4～

会社の解雇回避努力を十分と過大評価

解雇回避努力の有無...整理解雇の 4 要件その 4

JAL不当解雇撤回ニュース No141 号

～判決のどこが不当か！ その 5～

退職強要は免罪し、組合への形式的 かつ杜撰な説明を評価した裁判所

手続きの相当性・・整理解雇 4 要件その 5

JAL不当解雇撤回ニュース No142 号